

国民健康保険税が改正されます

※この冊子は編集の段階で新元号が不明であったことから、年度を西暦で表記しています。

1 国民健康保険税の課税区分等について（2019年度）

●医療分均等割を1,500円、平等割を2,700円引き下げます。

富里市国民健康保険税条例を改正し、医療分均等割は2万円から1,500円引き下げ1万8,500円とし、平等割は3万2,700円から2,700円引き下げ、3万円となります。その他は現行どおり据え置きです。国保制度改革に伴う、県事業納付金や標準保険料率等を考慮し、今回、一部引き下げを行うものです。

項目 (保険税率・課税区分)		改正前	改正後	比較
		2018年度	2019年度	
医療分	所得割	6.80%	6.80%	据え置き
	均等割	20,000円	18,500円	▲ 1,500円
	平等割	32,700円	30,000円	▲ 2,700円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.70%	1.70%	据え置き
	均等割	7,000円	7,000円	据え置き
介護保険分 (40～64歳の方)	所得割	1.50%	1.50%	据え置き
	均等割	12,000円	12,000円	据え置き

※均等割は、加入者の人数に応じて計算されます。

※平等割は世帯ごとに計算し、医療分のみ加算されます。平等割は加入者数に関係なくかかります。

※保険税は、所得割・均等割・平等割を算出し、医療分・後期高齢者支援金分・介護保険分（40～64歳の方）を加算したものです。前年（年度ではありません）の所得及び加入者数等をもとに計算します。

※所得割の課税総所得金額とは $=$ （前年の総所得金額 - 基礎控除33万円）

●課税限度額の改正として、医療分を4万円引き上げます。

地方税法施行令等の改正により、課税限度額は、下の表のとおり医療分が改正されます。

項目 (課税限度額)	改正前	改正後	比較
	2018年度	2019年度	
医療分	540,000円	580,000円	40,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	据え置き
介護保険分	160,000円	160,000円	据え置き
合計	890,000円	930,000円	40,000円

2 国民健康保険税当初納税通知書の郵送について

●当初納税通知書は「7月12日（金）に世帯主」あてに送付します。

地方税法第703条の4及び富里市国民健康保険税条例第1条の規定により、納税通知書は「世帯主」あてに送られます。世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯に一人でも国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期内に国民健康保険税を納める義務があります。

今年度の当初納税通知書は、6月28日現在の加入状況等に基づき作成し、7月12日に送付します。

郵便事情により、配達に1週間以上期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7月1日以降の加入や脱退、申告等に係る税額更正は、申請月の翌月以降に「税額更正通知書」を送付します。

3 国民健康保険税（2019年度）の納期は年8回です

富里市の国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分の保険税を、「8回の納期」で納付をいただいています。なお、国民健康保険加入・脱退等のお手続きをいただいた時期により納期や納付回数が異なります。

●納期限（普通徴収）		第1期 (7月)	2019年 7月31日(水)	第2期 (8月)	9月 2日(月)
第3期 (9月)	9月30日(月)	第4期 (10月)	10月31日(木)	第5期 (11月)	12月 2日(月)
第6期 (12月)	12月25日(水)	第7期 (1月)	2020年 1月31日(金)	第8期 (2月)	3月 2日(月)

※1回分（1期分）の納付額が「1か月相当分の保険税額とは限りません」のでご注意ください。

※年度の途中で資格を取得された方は、資格を取得された月から3月まで計算し、年度の途中で資格を喪失された方は、資格喪失日の前月までで計算します。（月割計算です。日割計算ではありません）

※納期限が日曜日・祝日のときはその翌日、土曜日のときは翌々日となります。（上の表のとおり、今年度は第2期・第5期・第8期が該当しています）

※口座振替の方は、納期前に残高確認をお願いします。納期限（納付期日の末日）が口座振替日となります。

4 国民健康保険税 普通徴収の「口座振替原則化」について

市では、2018年度から、国民健康保険税の普通徴収の納付については、「口座振替が原則」となりました。まだ口座振替がお済みでない方は、なるべく5月末までに口座振替登録をお願いします。

手続に必要なもの	(ペイジー口座振替受付の場合) ●キャッシュカード ●預貯金通帳 ●身分証明書 (用紙による申請の場合) ●預貯金通帳 ●金融機関届出印 ●身分証明書
口座振替にすると	●手間がはぶけるので、忙しい方、不在にしがちな方に便利です。 ●納め忘れがなくなります。 ●重複納付がなくなります。

【富里市口座振替取扱金融機関】

- 銀行： 千葉、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、常陽、千葉興業、京葉
- 信用金庫： 千葉、銚子、佐原 ●信用組合：銚子商工 ●労働金庫：中央労働金庫
- 農協： 富里市農業協同組合（ペイジー口座振替受付は非対応） ●ゆうちょ銀行

5 国民健康保険税には所得等の「申告」が必要です

所得税や住民税が課税されない場合でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得等の事項を記載した申告書を提出する義務があります。申告が遅れると、所得が判明した時点で税額を再計算し、後日改めて「税額更正通知」が郵送されることとなります。期限内の申告にご協力ください。

なお、世帯員全員に所得がないか、または一定以下の所得の場合、申告書の提出により、高額療養費の支給や保険税の軽減判定の基準となります。申告がない場合は、支給額に差が生じたり、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されません。

●所得が一定額以下の場合には均等割と平等割が軽減されます。（富里市国民健康保険条例第24条）

国民健康保険税の算定において、賦課期日における同一世帯の被保険者および世帯主の前年総所得金額の合計が基準を満たす場合に、「均等割および平等割」が軽減されます。ただし、同世帯内の国民健康保険加入者の中に、所得等の申告をされていない方がいる場合は、軽減措置は適用されません。

なお、5割軽減・2割軽減の判定基準（下の表の下線部分）が改正され、減額世帯の対象範囲が拡大されました。

7割軽減	2018年中の合計所得金額 ≤ 基礎控除330,000円
5割軽減	2018年中の合計所得金額 ≤ 280,000円×被保険者数+基礎控除330,000円
2割軽減	2018年中の合計所得金額 ≤ 510,000円×被保険者数+基礎控除330,000円

6 国民健康保険の加入・脱退等の留意事項について

●国民健康保険への加入・脱退の届出は14日以内にしてください。

・届出が遅れると、10万円以下の過料が課せられることがあります。（国民健康保険条例第15条）

・課税の期間制限は、遡及で3年、減額更正で5年です。（地方税法第17条の5）

●2018年度以前の遡及課税分については、申請月の翌月中旬以降に「税額更正通知書」を送付いたします。

遡及課税分については、一括納付書をお送りします。（期割はありません。）所得額・加入期間等によって計算しますので、世帯によっては、課税額が10万円以上となる場合があります。

●社会保険等に加入した場合は、国民健康保険の脱退手続きをしてください。

自動的に国民健康保険からの脱退手続きはされませんので、「社会保険証（人数分）」・印鑑・身分証明書をご持参頂き、国保年金課窓口又は日吉台出張所で申請をしてください。

●国民健康保険を脱退後、再度加入される場合は、職場から発行される「資格喪失証明書」等をご持参ください。

自動的に国民健康保険への加入手続きはされませんので、資格喪失証明書・印鑑・身分証明書・マイナンバー確認書類等をご持参頂き、国保年金課窓口又は日吉台出張所で申請をしてください。

●長期間、市に住民登録をしたまま居住実態が離れていた方の、国保資格と保険税について

市に住民登録をしたまま、市民課での転出の手続きをせず、長期間富里市を離れた場合、国民健康保険の資格については、原則、住民登録に準じた取り扱いをしております。

そのため、本人等の申し出であっても、過年度にさかのぼって国民健康保険の資格喪失は行いません。保険税についても国保資格に準ずるため、申し出により、保険税の減額等を行うことはありません。

●納期限の過ぎた納付書について

○納期限の過ぎた納付書は、ゆうちょ銀行、郵便局では取り扱いません。

○銀行窓口、市役所内会計課及び日吉台出張所をご利用できます。

○納期限を過ぎてコンビニエンスストア、クレジットでの納付を希望される場合は、納税課（TEL93-0434）までお問い合わせください。

●旧被扶養者に係る減免の見直しについて

【旧被扶養者減免制度とは】

勤務先の健康保険等に加入されていた方が75歳になり、後期高齢者医療保険へ移行された場合、移行された方の被扶養者として勤務先の健康保険等へ加入されていた家族の方は、他の健康保険へ加入することとなります。これにより国民健康保険へ加入された方で、資格取得日において65歳以上の方（旧被扶養者）については、所得割額の全額と、均等割額の2分の1を限度に減免します。また、国保加入者が旧被扶養者のみになる世帯の場合は、平等割額の2分の1を限度に減免します。（7割軽減又は5割軽減適用世帯は、旧被扶養者減免よりも、減額制度が優先して適用されます。）

【厚生労働省の改正内容】

2019年度以降の年度分の保険税の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る均等割と平等割について、「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」、減免対象として実施することに改正されます。なお、旧被扶養者に係る所得割については、従来どおり「当分の間」、減免を実施することとなります。

【富里市の改正内容（予定）】

厚生労働省は2019年度からの改正ですが、市はこれを1年遅らせて施行し、2020年度から適用する予定です。現在この制度に該当し、2年の期間が満了する世帯は、2020年度以降は、均等割と平等割の減免の適用がなくなり、保険税が上がりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

7 国民健康保険税を滞納している場合等について

●諸事情により納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

2018年度以前の保険税で、まだ未納がある方はお早目に納付をお願いします。

保険税の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、納税相談により分割納付等をお願いします。

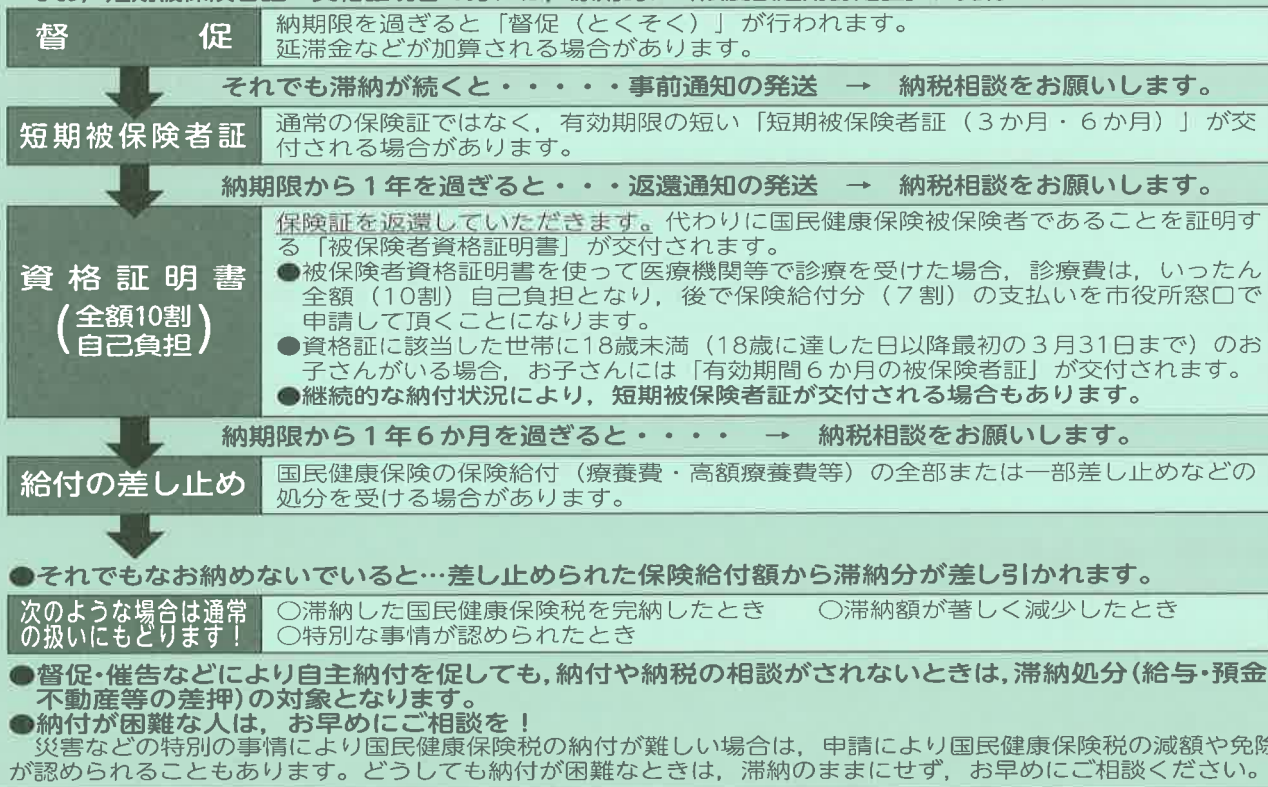
- 平日相談 富里市役所国保年金課又は納税課 午前8時30分から午後5時15分
 - 休日納付相談 原則毎月第4日曜日：午前9時から午後4時 場所…国保年金課（警備員室から入館）
- ※日程が変更になる場合がありますので、予め、広報等でご確認ください。

納税は義務です！納め忘れはありませんか？ 国民健康保険税は納期限内に納めましょう。

●国民健康保険税を滞納していると

災害など政令に基づく特別な事情がないのに、国民健康保険税を納めずにいて、納税相談などにも応じない場合、未納期間に応じてやむを得ず、次のような段階的な措置がとられます。

なお、短期被保険者証・資格証明書の方には、原則的に「限度額適用認定証」は発行されません。



○8月1日以降の「被保険者証・被保険者資格証明書」は、7月中に郵送します。

※更新される保険証は、7月中に簡易書留（荷物を出した郵便局・出した時間・荷物が到着した郵便局・着いた時間のみを記録する）で世帯あてに郵送します。

※昨年度から、「高齢受給者証（70歳から74歳までの被保険者に交付）」は、「国民健康保険証」と一体化し、カードサイズになっております。

※前年度以前の保険税に滞納がある世帯は、1年証が発行されない場合があります。

※短期被保険者証・被保険者資格証明書世帯の方には、原則的に「限度額認定証」は、発行されません。（限度額認定証の発行は、保険税の完納等が原則条件となります。）

※継続的な保険税の納付がない場合は、「保険証の返還に関する通知」等が送付されます。

問い合わせ先 富里市役所健康福祉部国保年金課

●課税等…国保税班 Tel0476(93)4084（直通）

●市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>

●保険証（加入・脱退）等…国保班 Tel0476(93)4083（直通）